

福岡県福祉系高校修学資金貸付の概要（令和4年度版）

1 福岡県福祉系高校修学資金とは

福祉系高校に在学し、卒業後、介護福祉士として福岡県の区域内（以下「県内」という。）で介護の業務に従事しようとする生徒に対し資金を貸付け、その修学を容易にすることにより、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するものです。

卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内の介護事業所若しくは施設等において介護職員等の業務に3年間引き続き従事した場合は、貸付金が免除されます。

2 定義

(1) 「福祉系高校」

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第4号の規定に基づき、学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものを指します。

(2) 「介護事業所若しくは施設等」

介護保険法に規定する事業所・施設。

居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。）を提供する事業所若しくは施設、第一号訪問事業（同法第115条の45号第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を実施する事業所を指します。

(3) 「介護職員等」

介護保険法に規定する事業所・施設の介護職員。

介護事業所若しくは施設等において、介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。）の業務である者を指します。

(4) 「返還免除対象業務」

高齢者分野・児童分野・障がい福祉分野等の事業所・施設での介護業務等。

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務をいいます。

(5) 「福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業」

福岡県福祉系高校修学資金の貸付を受けた者が、福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録をおこなったものの、介護職員等の業務に従事せず、県内において、返還免除対象業務のうち介護職員等の業務でない業務（以下「充当資金返還免除対象業務」という。）に従事した場合は、福祉系高校修学資金返還充当資金（以下「返還充当資金」という。）における貸借契約に変更します（福祉系高校修学資金貸借契約時における同意に基づき事務局で移行しますので、あらためて借受人との契約変更手続きは生じません）。

この場合、県内で3年間引き続き充当資金返還免除対象業務に従事すれば、返還が免除されます。

3 貸付対象者

修学資金の貸付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

なお、他の都道府県と重複して貸付を受けることはできません。

- (1) 次のイからハのいずれかに該当する福祉系高校に在学する者であること。ただし、国家試験受験対策費用の貸付対象者は、福祉系高校を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者に限る。

イ 県内に住民登録をしている者で、卒業後に県内において介護職員等として従事しようとする者

ロ 県内の福祉系高校の生徒であって、卒業後に県内において介護職員等として従事しようとする者

ハ 福祉系高校の生徒となった年度の前年度において県内に住民登録をしていた者であり、かつ、福祉系高校の修学のため転居した者であって、卒業後に県内において介護職員等として従事しようとする者

- (2) 卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行う意思があると認められる者

- (3) 福祉系高校の長が推薦する者であること。

- (4) 同種の修学資金、又は修学に係る公的な経済支援を他から受けていないこと。

※週20時間以上、1年あたり180日以上業務従事する意思がある者。

4 貸付額

貸付する金額は次のとおりです。貸付利子はありません。

- (1) 修学準備金

対象経費：介護実習の際に必要な実習着等、福祉系高校特有の修学するに当たって必要な準備経費。(入学時の貸付時に限る)

貸付額：3万円以内

- (2) 介護実習費

対象経費：介護実習を行う際に必要な交通費、保険料、教材費等

貸付額：1年度当たり 3万円以内

- (3) 国家試験受験対策費用

対象経費：福祉系高校が通常の教育課程とは別に実施する介護福祉士国家試験受験対策講座、民間機関等が実施する同講座の受講費、模擬試験の受験料、参考図書等の購入費用等

貸付額：1年度当たり 4万円以内

- (4) 就職準備金

対象経費：福祉系高校を卒業後、就職する際に必要な経費。

(卒業した翌年度に就職する意思がある場合に限る)

貸付額：20万円以内

5 修学資金の貸付申請手続

修学資金の貸付を希望する学生は、修学資金貸付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、福祉系高校で取りまとめの上、毎年4月30日まで(令和4年度は指定の期日まで)に福岡県社会福祉協議会(福祉人材センター)へ提出してください。福祉系高校の修業年限での一括契約を原則とします。

(1)申請者本人に係る提出書類

- ・住民票（世帯全員分）
- ・今年度または前年度の世帯員の所得証明書（未成年者、就学者は除く）
- ・在学する福祉系高校の長による修学生推薦調書（様式第2号）
- ・貸借契約書（様式第9号）2部
- ・振込口座申請書（様式第32号）及び通帳の写し

(2)連帯保証人に係る提出書類

- ・印鑑登録証明書
- ・所得証明書（連帯保証人が申請者と同一世帯でない場合）

6 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

福岡県社会福祉協議会会長の審査により貸付を決定します。

貸借契約書（様式第9号）により貸借契約を締結します。

7 連帯保証人

貸付を受けようとする者は、以下(1)及び(2)の要件を満たす者を連帯保証人として1名立てなければなりません。

(1)原則、県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者であり、修学資金の貸付を受けようとする者に代わり債務の返還を行うことのできる者

(2)本貸付制度による貸付を受けていない者

なお、貸付を受けようとする者が未成年者の場合、貸付を受けようとする者の法定代理人を連帯保証人として立てる必要があります。

ただし、法定代理人が(1)及び(2)の要件を満たしていない場合は、要件を満たすことのできる連帯保証人をもう1名立てる必要があります（連帯保証人が合計2名）。

8 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

(1)退学したとき。

(2)心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(3)学業成績が著しく不良になったと認められるとき。

(4)死亡したとき。

(5)修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。

(6)その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

9 貸付の休止

修学生が休学したとき、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付を休止します。

10 返還の債務の当然免除

次の場合、貸付を受けた修学資金の返還の債務を免除します。

(1)福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で介護職員等として従事し、かつ、介護福祉士の登録日と介護職員等として従事した日のいずれか遅い日の属

する月以降、県内で3年間（在職期間が通算1,095日以上かつ業務に従事した期間が540日以上）引き続き介護職員等の業務に従事したとき。

- (2) 介護職員等の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等の業務に継続して従事することができなくなったとき。
- (3) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内で充当資金返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と充当資金返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、県内で3年間（在職期間が通算1,095日以上かつ業務に従事した期間が540日以上）引き続き充当資金返還免除対象業務に従事したとき。
- (4) 充当資金返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため充当資金返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

※法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず県外において介護職員等の業務（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業に移行した者にあつては充当資金返還免除対象業務）に従事した期間は、介護職員等の業務（福祉系高校返還充当資金貸付事業に移行した者にあつては充当資金返還免除対象業務）に従事した期間及び返還免除対象期間として計算します。

※他種の養成施設等における修学及び災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により介護職員等の業務（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業に移行した者にあつては充当資金返還免除対象業務）に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間として計算しませんが、引き続き介護職員等の業務（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業に移行した者にあつては充当資金返還免除対象業務）に従事しているものとみなし、返還猶予対象とします。

※県内で介護職員等の業務に従事後、引き続き県内で充当資金返還免除対象業務に再就職した場合は、累計で従事期間を算定します。

※免除となるまでの間、現況届（在職証明書）の提出等、所定の届出が必要になります。

11 返還

次の場合、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内（3年間借り受けた場合6年以内）に返還しなければなりません。ただし、経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内となります。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) 福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において介護職員等の業務（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業に移行した者にあつては充当資金返還免除対象業務）に従事する意思がなくなったとき。（返還の債務を免除された場合を除く。）
- (4) 業務外の事由により死亡又は心身の故障により介護職員等の業務（福祉系高校修学資金返還充当資金貸付事業に移行した者にあつては充当資金返還免除対象業務）に従事できなくなったとき。
- (5) 退職等により、返還の債務の履行猶予の事由に該当しなくなったとき。

※貸付金の目的外使用、虚偽の申請、貸付規程の規定の違反等行った場合は、全額一括返還となります。

※退職等、従事状況に変更があった場合は、速やかに所定の届出を行う必要があります。退職した翌月までに県内で返還免除対象業務に再就職した場合は、継続従事中として返還猶予の申請が可能です（審査があります）が、翌月末までに再就職できなかった場合は全額返還となり、前職を退職した翌月から返還開始となります。

12 延滞利子

返還すべき者が正当な理由がなく期日までに返還しなかったときは、当該期日の翌日から起算して返還された日までの日数に応じ、返還すべき額につき年3%の割合で計算した延滞利子を支払わなければなりません。

13 返還の債務の履行猶予

貸付を受けた者に次の事由が継続している場合は、事由が継続している期間、返還の債務の履行を猶予することができます。

(1) 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた福祉系高校に在学しているとき。

(2) 県内において引き続き返還免除対象業務に従事しているとき。

(3) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

※(2)は、週20時間以上、1年あたり180日以上 of 業務従事が想定される者。

※(2)(3)は、履行期限の到来していない貸付額（既に返還を受けた金額を除く）のみが対象。

※返還免除となるまでの間、返還を猶予するための申請手続き（返還猶予申請書・その事由を確認できる書類の提出等）が必要です。申請手続きを速やかに行わなければ、一括返還となる場合があります。

※返還猶予期間中に、人事異動により返還免除対象業務以外の業務に従事することになった場合は、返還猶予の申請が可能です。ただし、当該事由による期間については、返還免除対象期間として算定しません。

14 返還の債務の裁量免除

貸付を受けた者が、次のいずれかに該当する場合、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）の返還の債務を全額又は一部免除する場合があります。

(1) 業務外の事由により死亡し、又は障がいにより、貸付額を返還することができなくなったとき

(2) 県内において、本事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき。

※相続人又は連帯保証人も返還が困難である場合が対象です。審査がありますので、必ずしも決定するものではありません。